

住宅改修ってリフォームとは違うの？

介護保険では、住宅改修の補助があります。

基本的には一生涯で20万円までとなります。ただし、要介護認定が3以上、例えば要介護1が要介護4になった場合などはさらに20万円の補助が適用となります。20万円までが補助の対象となりますが、介護保険はサービス全て1割負担が原則です。20万円の工事の場合、2万円が自己負担、18万円が介護保険から支給となります。

住宅改修といっても、老朽化が進行したため新しくしたいといった理由では改修補助の対象にはなりません。あくまでも現状の住宅で生活するための必要な改修が対象となります。

①手すりの取り付け

⇒廊下やトイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの屋外等移動や段差昇降において転倒予防等を目的とした改修工事が対象

②段差の解消

⇒居室と廊下などの敷居等の段差解消等が対象(かさ上げ、敷居を下げる…)

③床材の変更

⇒滑り防止や移動の円滑化のための解消(畳⇒フローリング…)

④引き戸等への扉の取替え

⇒開き戸を引き戸やアコーディオンカーテン等へ変更する工事が対象

⑤洋式便器等への便器の取替え

⇒和式便器を洋式便器に取り替える工事が対象

⑥その他①～⑤に付帯して必要と認められる工事



介護保険において住宅改修費の補助を利用するには、役所の事前審査が必要となります。改修費支給の申請書、業者による見積書、平面図、改修前の写真、ケアマネジャーが作成する住宅改修の理由書を提出し、改修費が適用となるかどうか審査されます。審査前に改修工事を行ってしまうと改修費が支給されないので注意が必要です。

また、改修後、業者に支払いをした領収書、改修後の写真、振込先口座の写し等を役所へ提出して改修費の支給のための手続きが完了します。ほとんどを改修業者やケアマネジャーが代行してくれますのでその点についてはご安心ください。

ちなみに、補助費の支給は償還払い方式となっており、一旦全額を支払っていただいた後に9割分が支給となります。

住宅改修は場合によっては大きな工事が必要となることもあります。改修工事をしなくても、福祉用具で補えることもあります。また、手すりの設置の場合は手すりの数や位置が重要になります。ケアマネジャーやリハビリの先生、下地など家の構造については業者の方としっかりと相談していただくことをお勧めします。